

H30年度 須賀川東部地域包括支援センター事業計画

1、地域支援事業

1) 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

①総合相談

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域の身近な相談窓口として本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じ、的確な状況把握を行い迅速に対応する。個別の事情に応じて専門的・継続的に相談に応じる。

②地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の発見に努め、保健、医療、福祉サービス、機関または制度の利用につなぎ、継続的な見守りを行なう。さらに問題の発生を予防するため、関係者も含め地域におけるネットワークの構築を図る。

③実態把握

家族、親族や近隣住民、民生委員等の情報収集などにより実態把握を行なう。特に介護認定を受けたがサービス利用につなげていないケース、地域との関わりが希薄な世帯、介護を含め重層的な課題を抱える世帯など支援が必要な世帯を把握し相談支援を行なう。

(2) 権利擁護業務

高齢者が生活に様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことが出来るよう、近隣住民、民生委員、介護支援専門員、弁護士、司法書士等と連携を図り、専門的・継続的に支援を行なう。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待への対応
- ④ 支援困難事例への対応
- ⑤ 消費者被害の防止

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員・主治医・地域の関係機関や在宅と施設の連携など多職種協働により、個々の高齢者の状況や変化に応じ包括的、継続的に支援するケアマネジメントを行なう。また、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援等を行なう。

- ① 包括的・継続的なケア体制の構築
- ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ③ 日常的個別指導・相談
- ④ 支援困難事例への指導・相談

(4) 介護予防ケアマネジメント業務（総合事業及び2次予防事業）

- ・総合事業対象者及び2次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、心身の状況、環境その他の状況に応じて、本人の選択にも基づいて介護予防事業やその他のサービスが効果的に利用できるように支援する。
- ・要支援1、2及び総合事業対象者におけるケアプランの策定を行い、利用者が望むサービスにつなげ、自立支援に向けた支援を行なう。

2、H30 地域包括ケアシステムの構築にむけて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続ける事ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現をしていく。

(1) 地域ケア会議の開催（包括必須事業）

個別の事案を通し、地域の課題を見出し、問題解決のため地域資源の活用やネットワークの構築、資源の開発、行政への提言としていく。

(2) 生活支援整備協議体の設置（H30 新規事業）

- ・第一層協議体 — 須賀川市が主体となり担い手の育成や資源開発を行なう。
- ・第二層協議体 — 公民館区ごとに設置し、ネットワーク構築を行なう。

(3) 生活支援コーディネーター（H30 新規事業包括1名配置済み）

- ・地域内の生活支援等サービスの資源の把握とニーズの把握を行なう。
- ・住民同士の支え合い活動の体制を構築する。
- ・関係機関との連携体制づくりや地域のネットワークの構築を行なう。

(4) 地域における「通いの場」作り（H30 必須事業）

- ・介護予防を目的とした地域の「通いの場」づくりを社会福祉協議会や地域のボランティアなど地域の担い手による「地域の力」を活用した活動を広げていく。

(5) 「出前講座」や地域の「集いの場」への出向き、地域との関係作りや地域包括支援センターの周知を図っていく。

3、認知症施策

(1) 認知症地域支援推進員（H30 新規包括1名配置済み）

- ・認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることが出来るよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う。

(2) 認知症初期集中支援チーム（H30 新規包括1名配置済み）

複数の専門職が認知症疑いのある人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする。

(*生活支援コーディネーター及び認知症地域推進員配置に伴い H30 から新たに人員1名採用)